

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-8
許認可等の種類	危害予防規程の認可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第28条第1項、同法施行規則第6条第1項			
許認可等の概要	火薬類の製造業者は危害予防規程を定め、認可を受けなければならない。また、変更するときも同様である。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。 2 通達に示された基準による。 (1)火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和41年6月10日付41化局第63号) (2)火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和49年3月2日付49立局第158号)			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁10日)			
期間の制定根拠	過去の実績			